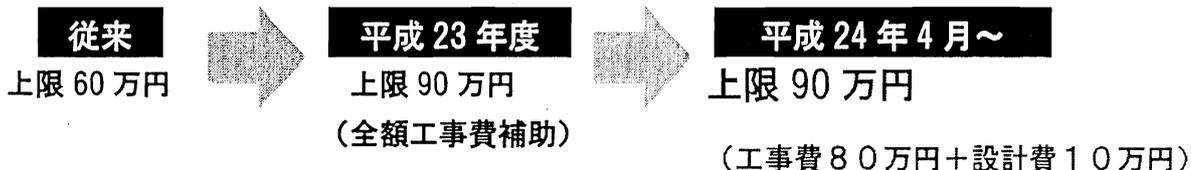


# 民間住宅耐震改修費補助金制度見直しについて

平成 24 年度から愛知県民間住宅耐震改修費補助金制度を以下のように変更します。

## 1. 補助金の上限額

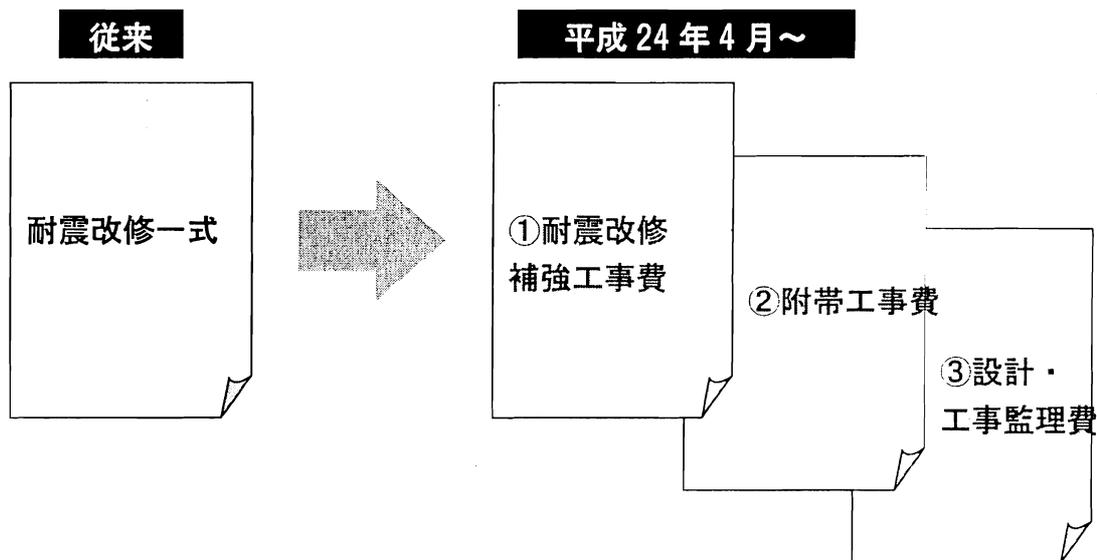
平成 24 年度以降について民間住宅耐震改修補助金の上限額 90 万円を継続します。



※ただし、一部の市町村では上乘せ補助を実施

## 2. 提出書類について

平成 24 年度以降について市町村申請時に見積書を下記のように提出してください。



### ①耐震改修補強工事費

耐震診断の判定値を1.0以上とし、かつ0.3以上加算とするための工事  
※判定値の加算に寄与する工事であること

(ただし、屋根葺き替え、減築及び劣化部位補修工事を除く)

### ②附帯工事費

耐震改修に付随する内装、設備、仮設工事等

### ③設計・工事監理費

耐震改修補強工事、附帯工事を実施するための設計・工事監理費

## 3. お問い合わせ

詳細については、市町村ごとに取扱いが異なりますので、申請先の市町村担当課へお問い合わせください。

愛知県建設部建築担当局住宅計画課  
防災まちづくりグループ

別表第1 (第2条関係)

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力(Q <sub>r</sub> )を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根工事</li> <li>・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの)</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。)</li> <li>・撤去部分の復旧工事</li> </ul>
総合判定において建物の強さ(P)の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事</li> <li>・基礎工事(土工事を含む。)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。)</li> <li>・撤去部分の復旧工事 (造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)</li> </ul>
総合判定において劣化度(D)の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事 (劣化部材の取替え)</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備等を含む。)</li> <li>・撤去部分の復旧工事 (造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事)</li> </ul>
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2（第4条関係）

補助金の対象経費	第3条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額  補助金の交付金額 最高90万円	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費の23%かつ80万円を限度とする。 (2) 改修設計費の3分の2かつ10万円を限度とする。 (3) 付帯工事費のうち80万円以内かつ(1)及び(2)の助成額と合計して90万円を超えない額を限度とする。 (4) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	耐震改修工事に対する助成額から、上欄(4)の額を差し引いた額 $\{(1)+(2)+(3)+(4)\}-(4)=\text{補助金交付金額}$

耐震補強工事は評点を上げる工事

例：構造用合板 t 9材料代+金物代+大工手間

大工手間は付帯工事と分けて計上

付帯工事

例：床、天井、壁撤去復旧工事、屋根葺替え工事

設計監理料

15万円以上で満額10万円補助

例 耐震補強工事費 300,000円  
 付帯工事費 800,000円  
 設計監理料 250,000円  $250,000 \times 2/3 = 166,666 > 100,000$   
 補助金100,000円

上記の場合

$300,000 \times 23\% + 800,000 + 100,000 = 969,000 > 900,000$

補助金は 900,000円となります。